**「６次産業化優良事例表彰」審査基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 |
| 地域資源活用 | 【地域資源の活用度合い】  ・地域資源や地域特性を活かした商品・サービスであること  ・地域の農林水産物の利用促進につながっていること  ・往来からある地域資源に大幅な付加価値をもたらす商品・サービスであること  ・眠っていた地域資源や地域特性を掘り起こして脚光を当てていること |
| 新規性・革新性・独創性 | ・これまでに無い新たな商品・サービスの提供であること  ・他とは大きく異なる画期的な商品・サービスであること  ・他の事業者に先駆けた新たなビジネスモデル・産業の創出であること  ・独自に工夫したビジネスモデルが、事業の効率性・安定性・収益性などに有効に機能していること |
| 販路拡大への取組み | ・商品やサービスの提供エリア・チャンネル等の拡がりがあること  （地域・地方・県・ブロック・全国・海外等の各レベル、小売流通取引・業務用・通販・店舗販売・直取・委託販売等）  ・魅力ある情報発信を継続的に行っていること  ・顧客の新たな価値やスタイル等を提案できていること  ・ニーズを吸収するためのコミュニケーション手段を充実させていること  ・マーケティング戦略が明確であること  ・輸出に積極的に取り組んでいること |
| 事業の継続性・安定性 | ・６次産業化部門及び経営全体の売上・利益が安定的に確保されていること  ・相応の売上規模があること  ・後継者や経営人材が育っていること  ・労務管理や危機管理に十分配慮していること  ・財務が健全であること  ※財務諸表（過去４年分）を書類審査通過後に提出頂き確認 |
| 地域経済への波及効果 | ・市場性の高い商品・サービス提供のために、他・多業種との連携や 地域ネットワークを積極的に活用・構築していること  ・農林漁業者の所得向上につながっている（見込まれる）こと  ・地域での新規雇用創出や雇用拡大につながっている（見込まれる）こと  ・農林漁業者と連携する関与者の収益改善等につながっている(見込まれる)こと  ・地域の集客や観光振興に寄与している（見込まれる）こと |
| 持続可能性への配慮 | ・耕作放棄地解消等の地域課題解決に寄与している（見込まれる）こと  ・里山海保全等の地域環境や地域環境への配慮が明確であること  ・住民の生きがいの創出に寄与している（見込まれている）こと  ・若者の定着に寄与している（見込まれている）こと  ・地域の定住人口の増加に寄与している（見込まれている）こと  ・SDGsの１７の目標のいずれかの達成に寄与すると見込まれること |
| 今後の発展性 | ・具体的な目標を掲げて計画的・戦略的に事業発展に取り組んでいること  ・モデルとして標準化され拡がる可能性を持っていること  （他者・他社の参考となりえる取組であること）  ・グローバルな展開が見込めること  ・６次産業化部門及び経営全体の売上・利益の安定性や伸びがあること  ・今後の事業拡大の見込みがあること |